

市政に対する

一般質問

9月定例会の一般質問は9月5日・6日・7日の3日間行われ、13人の議員が市政全般に対する諸問題について質問をしました。紙面の都合上、主なものを掲載しました。なお、詳細については、11月発行予定の会議録をご覧ください。（市役所市政情報コーナー、図書館及び地域公民館、市議会ホームページなどで閲覧可能）

川 景観に配慮した 忍川管理を

河 柿沼貴志
(誠会)

問 行田市駅北側を流れる忍川に架かる翔栄橋の東側は毎年とつろ流しが開催され、護岸も整備されている。しかし、西側に目を移すと葦が生い茂り管理が充分ではない。忍川全体に言えることだが、毎年夏から秋に葦などの水草が大量に繁茂し、冬に水面から出ている部分を刈り取るだけでは根本的な解決に繋がらない。県の管理であるが清流を取り戻す施策はあるのか。

答 6月に忍川を管理する県へ葦やガマの除去をお願いしたところ、平成橋から下流の秩父鉄道鉄橋付近までの刈り

取りを9月中に実施するとの返答を得ている。ご指摘の翔栄橋西側部分についても、早急に現地確認を行い、状況に応じて刈り取りを検討することである。なお、刈り取り後すぐに繁茂するため、経済性を考慮して根の除去も併せて検討していきたいとの回答をいただいた。今後も忍川の清掃を要望していきたい。

設 小動物火葬炉棟 の設置を

施 香川宏行
(新政策研究会)

問 平成24年度から26年度までの3カ年で斎場整備が計画されているが、計画は法要ホール増築や待合室の椅子部屋への改装、式場の改装等であり、小動物火葬炉棟は示さ

れていない。犬や猫などのペットは飼い主にとって家族の一員である。しかし法的には物であり、亡骸は一般廃棄物の扱いとなる。また埋葬についても、一般廃棄物の焼却処分や埋め立て処分基準を満たす必要があるため、私有地以外の土地に埋めることは廃棄物不法投棄とみなされる。

答 近年、本市においても家族同様な存在として愛玩動物の火葬相談が増えており、斎場での小動物火葬炉の設置が求められている。このことから、既存施設の改修改築工事終了後に小動物火葬炉などの設置を火葬棟西側に予定しているところである。

金 地域振興基金 の用途は

基 石井直彦
(しんりよく会)

問 地域振興基金の16億円余りでのどのような事業を計画しているのか。具体的な活用方法を示してもらいたい。

答 基金は合併市村住民の連

帯強化及び地域振興を目的とする事業に充てるために設置したもので、有利な起債である合併特例債を活用して積み立てたものである。

基金の運用益は目的に沿ったソフト事業に充当することとしており平成20年度以降、自治会交付金事業の財源として活用している。

なお、基金の元金自体の活用については、基金造成のために起こした合併特例債の元金償還が完了した額の範囲で可能となっており、現段階では約16億円全額の取り崩しは不可能である。

今後は、活用できる金額を考慮しつつ、地域住民の連帯強化や地域振興を図ることを目的とした事業など、最も効果的な使用方法を慎重に検討していきたい。

設 野球場の外野 開放を

施 松本安夫
(黎明21)

問 公園や多目的広場において高齢者のグラウンドゴルフが盛んに行われている。近隣市では1000人規模の大会

が開かれていると聞くが、本市では開催する場所がないという。大会会場に総合公園野球場の開放はできないのか。

また、さきたま古墳公園の芝生広場を活用し大会を招致できないものか。

答 総合公園野球場は開設以来、野球連盟、少年野球連盟、リトルシニア協会など約100チームの野球愛好者が年間を通して利用している。これまでに専用野球場として大規模な整備を実施し、各種大会が開催されている。今後も野球場としての運用を図っていくことから他競技・他種目での開放は考えていない。

また、さきたま古墳公園の開放については、公園自体が運動公園ではなく史跡公園の目的であるため、団体スポーツ競技の使用は残念ながら認められない。



総合公園野球場